

地域医療勤務環境改善体制整備特別事業費補助金交付要領

(通則)

第1条 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業費補助金（以下「補助金」という。）については、当該年度の予算の範囲内において交付するものとし、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定にするもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の対象事業)

第2条 この補助金は、地域医療勤務環境改善体制整備特別事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条に規定する事業を交付の対象とする。

(交付の相手方)

第3条 この補助金の交付の相手方は、実施要綱第2条に定める者とする。

(補助対象経費等)

第4条 この補助金の対象とする経費は、実施要綱第4条に定める経費とする。

(交付額の算定方法)

第5条 実施要綱第2条に定める医療機関が病床機能報告により報告している最大使用病床数に133千円を乗じて得た額と、次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。

- (1) 当該医療機関の資産形成に資する設備、備品等の導入に当たっては、当該補助対象経費に2分の1を乗じて得た額
 - (2) (1)以外の補助対象経費についてはその全額
- 2 前項の規定にかかわらず、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、1床当たりの標準単価を266千円まで加算することができる。
- (1) 「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること
 - (2) 医療機関勤務環境評価センターの評価を受審した特定地域医療提供医療機関又は連携型特定地域医療提供医療機関であって、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条に規定する労働組合又は労働者の代表者と締結する協定において年間の時間外・休日労働時間が1,860時間を超過する特定地域医療提供医師（B水準医師）又は連携型特定地域医療提供医師（連携B水準医師）がおらず、かつ、面接指導養成講習を修了している者が3名以上又は特定対象医師10名当たり1名以上いること
- 3 前2項の規定により算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これ

を切り捨てるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、知事は必要に応じて交付額を調整することができる。

(交付の申請)

第6条 この補助金の交付の申請は、規則の別記様式第1による交付申請書に別紙1-1、別紙1-2及び別紙1-3を添えて、知事が別に定める日までに知事に1部提出して行うものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (6) 請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。
- (7) 事業を行うために建設工事の完成を目的とする契約を締結するときは、建設業法（昭和24年法律第100号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）及びこれらの法律に関する政省令に準拠しなければならない。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (9) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- (10) 知事は、前号に基づく承認を求められた場合、承認するに当たり、条件を付すことがあり、条件が付された場合にはそれに従わなければならない。

(11) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(12) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(13) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械、器具及びその他の財産については、価格が単価50万円以上のもの）がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械、器具及びその他の財産については、価格が単価30万円以上のもの）がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(14) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第2により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(15) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(軽微な変更)

第8条 前条第1号及び第2号にいう軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 20パーセント以上の事業費又は事業量の変更をすること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業種目を変更し、又は廃止すること。

(変更の承認又は追加交付申請)

第9条 前々条第1号から第3号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、別に定める変更承認申請書(別記様式第3)に変更内容及び理由を記載した書類を添付して、速やかに知事に1部提出しなければならない。

2 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、変更承認申請書に変更内容及び理由を記載した書類を添付して、交付申請の手續に従い知事に1部提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 この補助金の状況報告は、規則の別記様式第2による状況報告書に關係書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第11条 この補助金の実績報告は、規則の別記様式第2による実績報告書に別紙2-1、別紙2-2及び關係書類を添えて、事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日)から起算して1月を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(補助金の請求)

第12条 この補助金の交付の請求は、規則の別記様式第3による請求書に額の確定通知書の写しを添付して、知事が別に定める日までに知事に1部提出して行うものとする。

(その他)

第13条 特別の事情により、第6条及び第9条から前条に定める手續によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和6(2024)年度分の補助金から適用する。